

## 新型コロナウイルスに対する本学の海外渡航及び受入等の対応について(9/15)

### 1. 海外渡航について

外務省が設定している感染症危険レベルにかかわらず学生及び教職員の出張・研修による海外渡航は原則禁止とし、私事渡航については自粛してください。

やむを得ず渡航する必要がある場合は、事前に本学危機対策本部長の承認を得るとともに、渡航方法等について外務省のホームページで確認してください。

- ・ 外務省「海外安全ホームページ」  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 外務省「日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限」  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

### 2. 海外からの帰国について

(1)海外から帰国後14日間は、次の区分により自宅待機とし、必ず、発熱・咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢などの症状がないか健康観察(体調と体温の記録)を行ってください。

- ① 教職員:就業禁止
- ② 学 生:自宅待機

(2)発熱・咳等の風邪の症状が発現した場合は、医療機関には直接行かず、帰国者・接触者相談センター(保健所)に相談するとともに、就学・就業上の手続きについて徳島大学ホームページで確認してください。

- ・ 教職員:新型コロナウイルス感染症に関する就業措置について
- ・ 学 生:令和2年度の授業実施・学生生活及び課外活動について

<https://www.tokushima-u.ac.jp/about/virus/index.html>

※日本政府による水際対策強化措置として、日本人を含む渡航者が検疫強化対象地域から入国した場合は、検疫所長の指定する場所(自宅又はホテル等)で14日間待機しなければなりません。

また、到着する空港等から待機する場所まで移動する手段として公共交通機関の不使用が要請されるため、ハイヤー、マイカー等を確保しなければなりません。

これらの交通手段が確保できない場合は、空港周辺の宿泊施設等で14日間待機することが要請されますので、注意してください。

- ・ 厚生労働省 水際対策の抜本的強化について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

### 3. 留学生及び外国人研究者の新規受入について

#### (1)外国人留学生

外国人留学生の受け入れについては、入国が例外的に認められた国費外国人留学生のみ受け入れるものとし(文部科学省の指示による感染防止措置を講じる必要があります。)、私費外国人留学生(既に日本に在住している外国人留学生は除く。)の受け入れは当面延期とします。

## (2)外国人研究者

外国人研究者(既に日本に在住し, 大学等の研究機関等で研究に従事している研究者は除く。)の受け入れについては当面延期とします。

### 【参考】

- ・ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・ WHO(世界保健機関) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)情報特設ページ  
[https://extranet.who.int/kobe\\_centre/ja/news/COVID19\\_specialpage](https://extranet.who.int/kobe_centre/ja/news/COVID19_specialpage)
- ・ 徳島県ホームページ  
(新型コロナウイルス感染症について, 帰国者・接触者相談センター(各保健所)連絡先等)  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kansensho/5034012>

### 【問合せ先】

学務部国際課留学生支援係

電話:088-656-7079, 8105

e-mail:ryugakuk@tokushima-u.ac.jp